

支部執行委員長
支部社対部長
単 組 長
職 場 長

様

長野県教職員組合
執行委員長 高木 義隆

「労働安全衛生旬間」のとりくみについて(要請)

日頃より、組合活動にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

今年の勤務実態調査では、長野県の教職員の1ヵ月あたりの超過勤務の平均は80時間28分でした。厚労省が定める過労死危険性ラインを上回る結果となり、異常な事態が続いています。精神系疾患で長期療休・休職に追い込まれている教職員の割合も5割を超える高止まり傾向になっています。労働安全衛生法には、職場での労働安全衛生委員会の開催や、産業医による面接指導、その基となる勤務時間の把握などが使用者に義務付けられています。法律に定められた最低基準がすべての学校で守られ、超過勤務・多忙化の解消につながる労働安全衛生体制を確立することが大切です。

こうした状況の中、日教組より「労働安全衛生週間」のとりくみが提起されています。長野県教組も下記のようなとりくみを提起します。

記

1. 目的

- (1) 労働安全衛生旬間を設定し、各校の労働安全衛生体制や勤務時間管理・医師による面接指導や市町村の体制を確立するための契機とする。
- (2) 安全衛生委員会等の場で、学校長とともに長時間勤務による健康障害防止のための改善策を検討し、改善策の実行・推進をはかる。
- (3) 単組は市町村教委交渉を実施し、労働安全衛生体制の確立をはかる。

2. 内容

<職場のとりくみ>

- (1) 職場会で県教組新聞号外を使つての学習、職場の労働安全衛生体制の点検をする。管理職にも号外を配布する。
- (2) 「安全衛生委員会」を開催し、超過勤務縮減・労働環境について話し合い、健康職場づくりの契機とする。
- (3) 労働安全衛生体制の整備促進のため、学校長に要請書(案文を参考)を提出し、とりくみを求める。

<単組のとりくみ>

- (1) 市町村教育長あて要請書(案文を参考：支部書記局に4月に発出済)を提出していない単組は、市町村教育長に提出し、とりくみを求める。

3. 期間

長野県教組労働安全衛生旬間 10月1日(月)～10月12日(金)

※市町村教育委員会教育長あて「学校における教職員の負担軽減を求める要望書」(指発第13号)は、

4月16日に各支部宛に発出済みです。支部書記局にデータを再送付しますので加工してご活用ください。

※学校長あて要請書は各校1枚お配りするので学校長名と職場長名を記入し提出していただくか、支部書記局にデータを送りますので加工してお使いください。

※これらのデータは県教組ホームページ組合員のページにもありますのでご活用ください。